

基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特色と目指す産業集積の概要について

ア 地理的条件

岩手県気仙地域（以下、「当地域」という）は、本県の沿岸最南部に位置し、北上山地を隔てて北上川流域の工業集積地域と接する地域である。

基礎自治体である、大船渡市、陸前高田市、住田町の2市1町で構成され、全体面積89,042ha（県全体の5.8%）、可住地面積14,398ha（県全体の3.9%）であり、地域の約8割が山林原野で、平坦地が非常に少ない地域となっている。人口は約65千人（※）であり、2市1町いずれも減少傾向にある。（※出典：岩手県人口移動報告年報（平成24年））

当地域は、リアス式海岸で有名な陸中海岸国立公園に指定されており、すばらしい自然景観と豊富な農林水産資源、降雪量が非常に少ない県内一温暖な気候など、住みよい生活環境に恵まれている。しかし、従業員一人当たり付加価値生産額が県内陸部の6割にとどまり産業競争力が脆弱であること、優良な雇用機会が少ないことに加え、東日本大震災津波の影響により若年者の地域外流出が続いており、被災企業の早期復興による地域産業の活性化と新たな企業の集積促進が地域振興の最大の課題となっている。

イ 既存の産業集積

当地域は、地域資源系産業の食品、木材、窯業の3業種で、出荷額で89%、付加価値額で87%を占めている。県内陸部（北上川流域）では、機械・金属系が60%以上を占め、地域資源系が10%前後であることに比べると、地域資源系産業に特化した産業集積となっている。（出典：平成22年岩手県工業統計調査）

当地域では、地域で産出される良質の石灰石等を原料としたセメント生産が、遠く明治の時代から盛んであった。高度成長期以降は小野田セメント株式会社（当時）の企業城下町として繁栄を誇り、現在も太平洋セメント株式会社大船渡工場が、周辺の採掘会社や運輸会社、構内メンテナンス会社等の協力工場を束ねて、地域を代表する基幹工場の地位に位置している。

食品産業は、地域資源を活用した鶏肉加工や水産加工、さらには菓子、味噌醤油などに特色ある企業が集積しており（復興途上を含む）、地域の中心産業に位置付けられている。特に中核的な企業群は全国レベルでの競争力を保持しており、首都圏を中心に販路を全国に展開している。

木材産業は、住田町の木材工業団地や陸前高田市の滝の里工業団地に、設備能力に優れた工場が集積しており、地域の強みである豊富な森林資源蓄積を活用した市場の評価の高い建築材を生産・供給しており、地域の主力業種の一翼を担っている。

商工団体の調査では、東日本大震災津波により、大船渡市では6割以上、陸前高田市では8割以上の会員事業所が被災したが、臨海部に立地していた水産加工業を中心とする工場等は概ね復旧又は仮設事務所等で再開しており、今後は、震災によって失われた販路の回復が課題となっている。

ウ 教育機関

当地域には、北里大学海洋生命科学部が立地しており、多様で豊かな海洋の生物資源を対象とする基礎研究を行っているほか、地域の水産関係者や行政との交流を通じて産学官連携に取り組んでいる。

東日本大震災の影響により、同学部は相模原キャンパスでの移転再開となったが、研究活動については引き続き三陸キャンパスにおいて行われている。

また、当地域には高等学校が4校あり、毎年約680名の卒業生を輩出している。特に岩手県立大船渡東高等学校では、機械科、電気電子科、情報処理科を有し、地域企業に対して優秀な産業人材を供給しているほか、同校の食物文化科や、岩手県立高田高等学校には海洋システム科が設置されており、食品産業界への人材供給機関となっている。

エ 道路・港湾等の施設整備状況

当地域は、国道45号を通じて、気仙沼市、釜石市と連絡しているほか、県内陸部とは国道107号、283号、340号、343号、397号の各路線で重層的に結ばれている。

また、仙台市を起点とし当地域を経て岩手県宮古市へと至る総延長約220kmの自動車専用道路である、三陸縦貫自動車道の整備がすすめられており、完成後には、人的・物的交流の条件が格段に向上することから、既存企業の物流改善や新規企業立地等の様々な面で、地域活性化に大きく寄与することが期待されている。

重要港湾である大船渡港は、県内の港湾貨物量の5割を取り扱う県内最大の国際港である。平成19年3月に開設された韓国・釜山港との国際貿易コンテナ定期航路については、東日本大震災の影響により休止している。平成25年度の再開に向けて、国際コンテナターミナル等の復旧が進められている。

また、大船渡港永浜・山口地区に整備が進められていた11.7haの工業用地については、震災による災害廃棄物の2次処理場として利用されているが、平成26年度から整備が再開される予定となっている。これによって、平坦地が少ないという当地域のマイナス面の克服ができることとなる。

(目指すべき産業集積の概要について)

当地域においては、地域資源系産業（食品、木材、窯業）の生産・出荷が大勢を占めており、地域の主力産業の位置にあることから、今後とも引き続き、地域に賦存する豊富な地域資源を活用した新商品開発や新分野進出、新規販路開拓の取組み等を通じて、付加価値生産性の抜本的な向上を図り、地域資源系産業の強力な地域産業クラスター形成を目指す。

また、大船渡港における本県初の国際コンテナ定期航路開設という地域にとって画期的な産業インフラ整備を踏まえ、北上川流域の産業及び三陸沿岸における水産業の海外への表玄関として、コンテナターミナル機能、物流基地機能を最大限に生かした、新たな産業集積の確立を目指していく。

具体的には、倉庫業、冷蔵庫業、運送業などの物流関連産業の集積を促進していくほか、物流に付随する梱包、検査、その他の工程を分担する様々な業種の企業群の立地を促進する。また、国際的な生産・物流の短納期化の動きに対応し、コンテナ航路を有するというメリットを生かした新たな企業誘致と産業の集積を促進していく。さらに、こうした取組みを通じ

て、北上川流域の自動車関連産業や産業用機械関連産業と連携した機械金属系業種の集積形成を促進していく。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	291億円	314億円	7.9%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項(実施主体)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
産業用 具 用 機 設 の 整 備	工業用地・用地の整備促進 (県・市町・公社・民間)	水産・山田地区工業用地整備				
		新規工業団地・用地の整備促進				
	物流施設の整備促進 (県・市町・支援機関・民間)	物流施設整備促進				
人材の 育 成 及 び 確 保	ものづくり人材育成 (協議会・県・市町・産工団体・民間)	人材育成セミナー開催				
		企業技術者育成研修会開催				
		新規採用社員セミナー開催				
	小・中・高校生の実践教育 (県・市町・教育機関・民間)	関係機関の支援連絡会開催				
		ふたっぺ等実践教育の充実				
	人材の安定確保対策 (県・市町・商工団体・民間)	企業が求める人材と求職者のマッチング支援				
技 術 支 援	技術力向上支援 (大学・県・市町・支援機関・民間)	北米大学・岩手大学・INS・T.森技術センターの連携				
	産学官共同研究の推進 (大学・県・市町・支援機関・民間)	研究シーズを活用した研究開発				

円滑な企業立地及び事業可成化のための環境整備	主要国道、地方道の整備 (国・県・市)	主要地方道・市道の拡幅・改良整備 ・遠征費道の整備促進
	高速鉄道通信網の整備促進 (民間)	光ファイバー通信網敷設促進
	物産施設の整備促進 (県・市町・民間)	物産施設の整備促進
	工場立地法の特別に係る規制及び 条例の制定(市)	復興後のまなづくり構想等を踏まえたながらも制定を検討
	県外立地企業への情報発信 (振興会・県・市町・商工団体)	広域パンフレット作成、企業訪問活動
	企業支援体制の強化、担当職員訓練、 立地企業フォローアップ活動 (振興会・県・市町・商工団体)	体制強化(資力向上、連携強化)

2 集積区域として設定する区域

(区域)

当地域において、企業の立地により産業の集積を形成し、事業の高度化等を積極的に促す地域として、次の市町を集積区域として設定する。

大船渡市、陸前高田市、住田町

設定する区域は、平成 25 年 1 月 31 日現在における行政区画その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。

ただし、農業振興地域整備計画における農用地区域、保安林及び国有林地、自然公園地域、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、環境省が選定した特定植物群落、環境省が選定した日本の重要湿地 500 に指定された地域を環境保全上重要な地域として除外する。

(集積区域の可住地面積)

14,398ha

市町別内訳

市町名	全面積 (ha)	可住地面積 (ha)
大船渡市	32,330	5,897
陸前高田市	23,229	4,548
住田町	33,483	3,953
計	89,042	14,398

(出典：総務省統計局／統計でみる市区町村のすがた 2012)

(各市町村が集積区域に指定されている理由)

当地域は、隣接する各市町が 30 分弱で結ばれており、産業活動だけでなく、住民生活においても相互に連携しており、通勤・通学や消費購買などで日常的に住民の移動・交流が頻繁に行われている。

また、歴史的にも「気仙語」に代表される独自の文化と地域社会を形成してきている。

このような地域の一体性は、近年の道路整備によってさらに強められていることから、今回、産業集積の形成と集積活性化を目指す地域として、設定するものである。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

- ・ 大船渡市 : 盛川右岸工業団地、沢田工場適地、宮野工場適地、杉下工場適地
- ・ 陸前高田市 : 滝の里工業団地、三日市工場適地、長部漁港水産加工団地
- ・ 住田町 : 鉢ヶ森団地、上有住工場適地

地名及び地番については別紙のとおり。

設定する区域は平成 25 年 1 月 31 日現在における地番により表示したものである。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

工場立地法の特例措置を実施しようとする区域は、上記の重点促進区域9箇所とする。
設定する区域は平成25年1月31日現在における地番により表示したものである。

(特例措置の実施により期待される効果)

- 工場立地法に定める「特定工場」（一定の敷地面積又は建築面積を有する製造業等を行う工場）については、同法に基づき原則、敷地面積に対して一定の比率以上の緑地・環境施設面積を確保することが求められている。
- しかしながら、今般、工場立地法の特例措置を実施しようとしている区域の中には、緑地を含む新たな用地の確保が困難な区域もあり、平坦地が非常に少なく工場適地に乏しい当地域にあっては、今後、本計画に基づいて企業の集積を促進していくために工場立地法の特例を措置することが不可欠な状況である。
- 本計画の「重点促進区域」に定められると、市町村が緑地・環境施設等の面積比率について柔軟に緩和する工場立地法の規制の特例措置を設けることができる。
- 集積増加を目標とする業種は高い成長が期待できる企業が多く、また既存事業所においても、新たな設備投資や生産能力拡充、生産人員増強が必要な場合が増えており、効率的な用地確保が求められている。
- 特例措置の適用により、工場用地の効率的活用が進み、新規立地企業の工場用地への配分増加等が期待され、計画期間内に企業立地又は新規事業件数15件、200名の新規雇用創出が見込まれる。
- なお、当該特例の適用にあたっては、地域の実情、住民の意思を踏まえ、特定工場周辺的生活環境の保持を適切に図るとともに、県・市町村の環境保全の部局や関係機関との調整を行うものとする。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

(1) 業種名

(業種名又は産業名) (日本標準産業分類上の業種名)	地域に根ざした食品産業 09 食料品製造業
(業種名又は産業名) (日本標準産業分類上の業種名)	豊富な山林資源を活用した木材産業 12 木材・木製品製造業（家具を除く）（繊維板製造業を除く）
(業種名又は産業名) (日本標準産業分類上の業種名)	港湾を活用した関連産業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（酒類及びたばこ製造業を除く） 18 プラスチック製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業、武器製造業を除く） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（X線装置製造業、医療用電子応用装置製造業及び医療用計測器製造業を除く） 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業（鉄道及び航空機関連製造業を除く） 32 その他の製造業（時計・同部分品製造業に限る） 44 道路貨物運送業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業

(2) (1) の業種を指定した理由

ア 地域に根ざした食品産業

当地域は、世界有数の三陸漁場や、岩手県内一温暖な気候を生かした農産物など、地域ならではの豊富な農林水産資源に恵まれている。こうした、地域に賦存する様々な資源・食材を原材料とした食料品製造業が発展しており、事業所数で42%、従業員数で55%、出荷額で50%、付加価値額で43%を占め、地域の基幹産業となっている。また、陸中海岸国立公園を擁する地域として観光土産品（菓子製造）も特筆すべきものがある。（出典：平成22年岩手県工業統計調査）

当地域には、一次産業と連携した「こだわりの産品」開発に熱心に取り組んでいる企業群が多く、鶏、海藻、味噌醤油、菓子などの様々な分野で「食」、「食産業」をキーワードとした地域ならではの産業集積及びクラスターの形成が強く期待されている。

また、気仙広域環境未来都市構想における、植物工場・水産加工業EMS構築プロジェクトの推進によって、エネルギー使用の効率的な利用が促進されることで、経営の効率化や環境負荷低減の企業イメージの確立等が図られ、競争力強化につながることを期待される。

イ 豊富な山林資源を活用した木材産業

当地域において木材・木製品製造業は、事業所数で12%、従業員数で13%、出荷額で15%、付加価値額で10%を占め、食料品製造業と並んで地域の代表的な産業である。(出典：平成22年岩手県工業統計調査)

江戸時代から連綿と続く「気仙大工」の伝統と技術をふまえ、市場において高い評価を得ている「気仙杉」ブランドの住宅用構造部材等を中心に、山元から建設現場までの一貫した生産システムを構築しており、国や全国の林業界から注目されている。今後、住宅産業における自然素材志向、ムク材志向に対応した、さらなる高付加価値商品の開発や、「木質バイオマス」エネルギーの利用促進に対応した新商品の販路拡大など、地域の豊富な森林資源を活用した一層の発展が展望される。

ウ 港湾を活用した関連産業

経済のグローバル化と国際的なサプライチェーンの進展により、国際物流と定期コンテナ輸送は、世界的に急速に拡大してきており、地域経済に対するインパクトも顕著になっている。こうした中、平成19年3月に本県初となる国際貿易コンテナ定期航路が開設され、韓国・釜山港を経由して中国やアジア、そして世界に向けた物流ネットワークが形成されるに至ったところである。

国際貿易コンテナ定期航路開設は、これまで京浜港や仙台港を利用せざるを得なかった北上川流域地域の企業にとって、時間距離の面から圧倒的に短縮されることから、原材料や半製品を輸入している工場群や製品を輸出している企業群によって、物流コストの抜本的な改善による収益力と競争力の向上につながるものであり、本県産業集積の体質強化に大いに資するものである。

また、東日本大震災からの復興にあたって、三陸縦貫自動車道、東北横断自動車道釜石秋田線、国道397号等の沿岸部と内陸部を結ぶ道路網の整備・改良工事が急ピッチで進められており、国際貿易コンテナ定期航路と有機的に連動した物流ネットワークが形成されつつあり、当地域ならではの企業誘致の新たな展望を切り開くものと期待される。

さらに、コンテナの陸揚・積出港でのタイムリーな加工や生産、様々な工程処理により、時間・距離、コストの削減が図られるという新たなビジネススキームを構築する企業群を誘致し、地域と企業の共存共栄を実現するような戦略的な取組を強めていく。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数又は新規事業件数	15件
指定集積業種の製品出荷額の増加額	6.6億円 ※ 現状6.85億円、計画終了後7.51億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	200人

- 7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

- ・ 大型工場の新規立地を視野に、永浜山口地区工業用地等の早期完成を目指すとともに、新たな工業団地の造成や工場適地について検討を進める。（県・市町・土地開発公社・民間）
- ・ 大船渡港野々田地区に港湾貨物用上屋や倉庫を整備する。また、物流機能の高度化のため物流施設、附帯関連施設の整備を促進する。（県、市町・支援機関・民間）

（人材の育成・確保に関する事項）

- ・ ジョブカフェ気仙等の人材育成・定着機関と密接に連携を図り、「人材育成セミナー」や、管内企業の従業員の相互交流及び現場改善力の向上を促進するための「生産技術高度化研修会」を開催していく。また、新規採用者対象研修を行う。（協議会・県・市町・商工団体・民間）
- ・ 管内各高校との連携を一層強化し、関係機関情報連絡会を定期的で開催するとともに、小・中・高校の生徒や教員、保護者等を対象とした、企業見学会、実技講習会及びセミナーを開催するほか、インターンシップへの支援を強める。（県・市町・教育機関・民間）
- ・ 企業が求める人材と求職者のマッチングを支援するために就職面接会や企業と高校との交流会を引き続き開催する。（県・市町、商工団体、民間）

（技術支援等に関する事項）

- ・ 北里大学や岩手大学、INS（岩手ネットワークシステム。岩手大学を中心とした産学官交流組織）及び工業技術センター等との連携を強化し、企業の技術力向上を支援していく。（大学・県・市町・研究機関・民間）
- ・ 大学の研究シーズを活用し、牡蠣殻と光触媒を用いた内装材の開発等、産学官共同研究による新製品や新技術の開発を目指す。（大学・県・市町・研究機関・民間）

（その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項）

- ・ 交通円滑化を図るために主要国道・地方道・市道を改良整備する。特に、新たなコンテナ物流の開始に対応して、内陸部と結ぶ主要国道及び三陸縦貫自動車道の改良整備を促進し、物流環境の改善を図る。（国・県・市町）
- ・ 企業活動の円滑化を図るための光インターネット通信網整備を促進する。（民間・県・市町）
- ・ 本県唯一の「国際貿易コンテナ定期航路」開設港を有するという優位性を生かし、冷蔵倉庫、各種倉庫その他の周辺施設の整備を推進する。（県・市町・民間）
- ・ 工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則については、復興後のまちづくり構想や都市計画マスタープラン等の土地利用方針を踏まえながら、制定を検討する。（市）
- ・ 企業立地を促進するための県内大手発注企業及び県外優良企業へ情報を発信する。（協議会・県・市町・商工団体）

- ・ 気仙地域産業活性化協議会連絡会議を開催し、担当職員の資質とスキルの向上を図るとともに、地域における企業誘致体制を一層強化する。また、密接な連携を図り、立地企業の満足度を高めるため、フォローアップ活動を継続して実施する。(協議会・県・市町・商工団体)

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(1) 環境の保全についての配慮

立地企業の事業活動において、環境への負荷低減の取組みを促進するため、県が環境にやさしい地域社会の形成のために制定した「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度を活用し、自主的なCO₂削減による地球温暖化防止活動を推進する。

また、企業内で発生する廃棄物の減量化や再資源化など、環境に配慮した事業活動について、岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業等を活用し、その促進を図る。

なお、事業活動に伴う周辺住民の生活環境への影響については、必要に応じて住民への情報提供や説明会の開催、工場の見学会を開催するなど、住民の理解を得るための取組みを行うほか、県と市町村が連携を図り、大気汚染防止や水質汚濁の防止、騒音・振動の抑制などについて助言や指導を行い、環境の負荷の低減に向けた取組みを促進し、地域の環境保全に十分な配慮を行う。

(2) コンプライアンスの保持についての配慮

企業の社会的責任を意識し、企業及び社員・関係者の法令遵守について地域全体で取り組むとともに、企業の地域貢献活動への積極的な参加を促しながら、企業のイメージアップ、企業活動の広域的展開を支援し、企業立地の促進につなげていく。

(3) 安全な住民生活の保全

県では、行政、県民及び事業者が、犯罪のない安全で安心なまちづくりにそれぞれ取り組むとともに、相互に連携し、協力して「地域の絆」を再生し、自助、共助及び公助による取組みを推進するため、平成19年3月に「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定したところである。

この条例の趣旨も踏まえ、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を確保するため、住民の理解を得ながら次の取組みを推進する。

ア 犯罪の防止に配慮した環境の整備

- 道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯カメラや防犯灯、街路灯等を設置する。
- 道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保するほか、夜間において道路等の公共空間や空地が犯罪や迷惑行為等に利用されないよう管理を徹底する。

イ 事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯バル、緊急通報装置等の防犯機器を設置するほか、防犯責任者の指定、防犯マニュアル策定等により防犯体制を整備する。

ウ 従業員に対する指導

従業員に対して各種法令の遵守のほか、犯罪被害防止や交通事故防止についての指導を行う。

エ 警察への連絡体制の整備

犯罪や事故発生時における警察への連絡体制を整備する。

オ 交通安全施設等の整備

大規模団地の造成時等において、関係機関との協議により道路環境や交通安全施設等の整備を行う。

カ 地域における防犯活動等への参加、協力

地域住民等が行う防犯活動や交通安全活動に参加、協力する。

キ 不法就労の防止

- 9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあつては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

農地等を含む重点促進区域は、次のとおりである。

1 大船渡市 沢田工場適地

- ・ 重点促進区域面積 12.6ha
- ・ 上記のうち農地等面積 2.5ha
- ・ 調整等の状況

当該区域は、平成2年度に農業上の土地利用との調整を了した上で、工場立地調査簿に工場適地として記載されているものであることから、第1種農地であっても原則として許可するものとして取扱われることとされている。

今後、立地企業が決定した際には関係機関と協議しつつ農地転用手続きを進めていく。

2 大船渡市 宮野工場適地

- ・ 重点促進区域面積 2.8ha
- ・ 上記のうち農地等面積 1.1ha
- ・ 調整等の状況

当該区域は、昭和49年度に三陸地区農村地域工業等導入実施計画に工業等導入地区として策定されており、農業上の土地利用との調整を了している。

今後、立地企業が決定した際には関係機関と協議しつつ農地転用手続きを進めていく。

3 大船渡市 杉下工場適地

- ・ 重点促進区域面積 1.7ha
- ・ 上記のうち農地等面積 1.3ha
- ・ 調整等の状況

当該区域は、昭和49年度に三陸地区農村地域工業等導入実施計画に工業等導入地区として策定されており、農業上の土地利用との調整を了している。

今後、立地企業が決定した際には関係機関と協議しつつ農地転用手続きを進めていく。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から平成29年度末日までとする。